

ポーランドからの家きん肉等の輸入停止措置について

平成28年12月13日

今般、ポーランドにおいて高病原性鳥インフルエンザ（H5N8亜型）の発生が確認されたことから、平成28年12月5日付けで同国からの家きん肉等について輸入が停止されました。

なお、輸入停止措置の対象地域、品目等については、下記のとおりです。

記

- 1 輸入停止措置の対象地域
ポーランド全土

- 2 輸入停止措置の対象品目
 - (1) 家きんの肉、臓器等及びそれらの加工品
 - (2) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びそれらの加工品

ただし、(1) 及び (2) の品目のうち、平成28年11月9日以前にと殺又は採卵されたものであり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであること（平成28年11月9日までに加工、梱包まで終了していることが必要。）をポーランド政府が証明しているものは除く。

- 3 輸入検査時における消毒措置の対象品目
羽毛